

平成24年(行ケ)第10425号 審決取り請求事件

船舶事件  
(新規事項追加)

H27 8/29 淡路町ゼミ  
石本 貴幸

・無効審決の取消訴訟、争点は特許法17条の2第3項違反の有無

・自発補正により追加

【請求項6】(訂正前の請求項7)

バラスト水の取水時または排水時にバラスト水中の微生物類を処理して除去または死滅させるバラスト水処理装置を備えている船舶であって、

前記バラスト水処理装置が船舶後方の非防爆エリアに配設されていることを特徴とする船舶。

・補正の根拠

【0030】

舵取機室9は非防爆エリアであるから、各種制御機器や電気機器類の制約が少なくすむという利点もある。

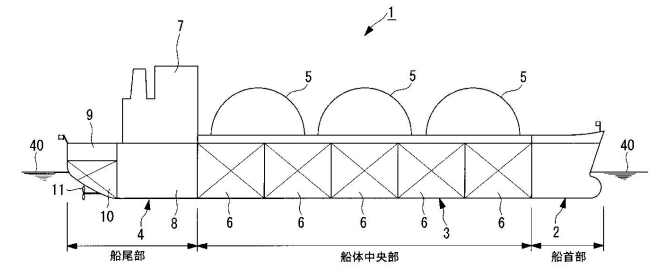
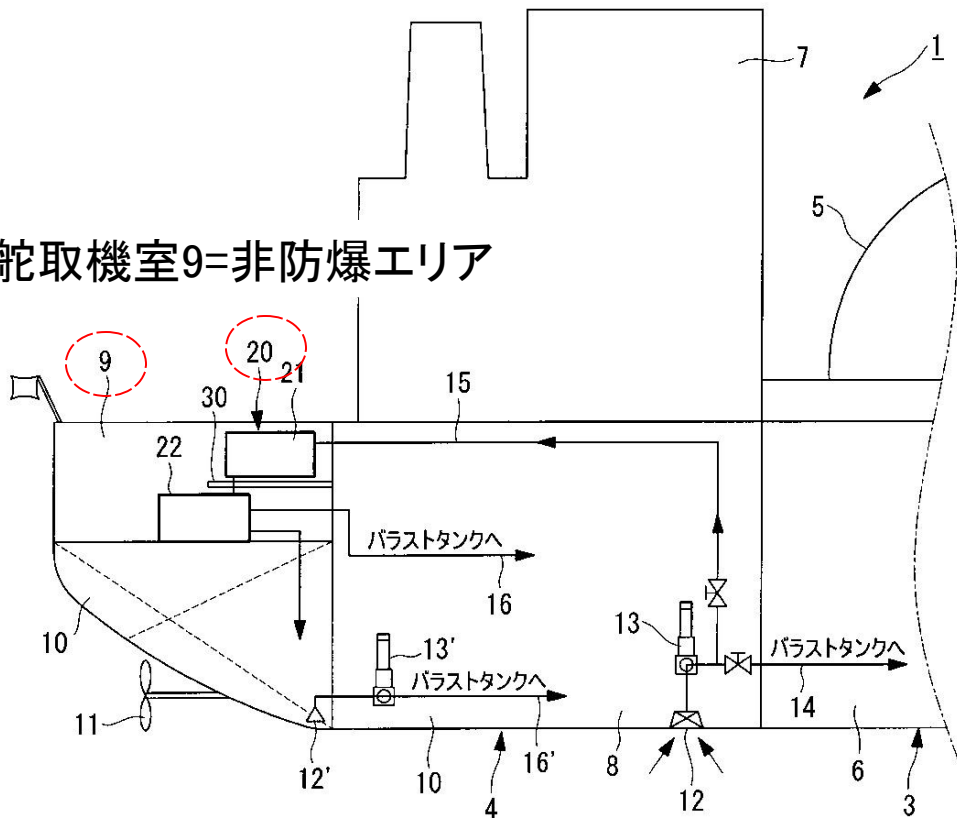
【請求項1】(一部抜粋)

前記バラスト水処理装置が船舶後方の舵取機室内に配設され、前記舵取機室は吃水線よりも上方に位置することを特徴とする

【請求項6】(一部抜粋)

前記バラスト水処理装置が船舶後方の非防爆エリアに配設されていることを特徴とする

舵取機室9=非防爆エリア



- 1 : LNG船
- 4 : 船尾部
- 6 : バラストタンク
- 7 : 居住区
- 8 : 機関室
- 9 : 舵取機室
- 10 : ボイド
- 20 : バラスト水処理装置
- 30 : デッキ

## 本発明とは？

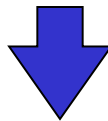
### 【0032】

本発明は、船舶としては必要である**舵取機室9**の空間を有効に利用し、配置上の制約や他の船舶構造に及ぼす影響が小さい**舵取機室9**が、船舶におけるバラスト水処理装置20の最適な設置場所であることを見いだしたものである。

### 【0033】

また、**舵取機室9**は、バラストポンプ13が設置される機関室8に隣接して近いため、処理装置入口側配管系統15及び処理装置出口側配管系統16に必要となる配管長及び配管設置スペースが少なくすみ、バラスト水処理に伴う圧力損失も最小限に抑えることができる。

また、**舵取機室9**は非防爆エリアであるから、各種制御機器や電気機器類の制約が少なくすむという利点もある。



『バラスト水処理装置を舵取機室9に配設』するということが発明の要旨？

## ・無効審判の審決

『非防爆エリア』という語は、当業者において『非危険区域』や『非危険区画』と解釈できたとしても、『バラスト水処理装置』は舵取機室9以外に具体的にどの場所に配設すると特定しているものではないから、船舶後方の舵取機室9以外の『非危険区域(非危険区画)』ならどの場所(機関室も含む)でもよいことになる。このことは、**『バラスト水処理装置を舵取機室9に配設』するという本件出願当初の発明の要旨を逸脱し、新たな技術事項を導入したものと認められることになり、願書に最初に添付した明細書に記載された技術範囲を逸脱するものとなり、**新規な事項に該当し特許法17条の2第3項の規定により特許を受けることができないものである。したがって、本件発明6は特許法123条1項1号の規定により無効とすべきである。

## ・審査基準

第17条の2第3項は、補正について「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項(以下、「当初明細書等に記載した事項」という。)の範囲内において」しなければならないと定める

「当初明細書等に記載した事項」とは、**当業者によって、当初明細書等のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項**である。したがって、補正が、このようにして導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該補正は、「当初明細書等に記載した事項」の範囲内においてするものといえる。(参考:知財高判平20.5.30(平成18年(行ケ)第10563号 審決取消請求事件)「ソルダーレジスト」大合議判決)

## ・判決

当初明細書の趣旨が全体として舵取機室に主眼を置かれており、【0030】の記載が操舵機室の効果を文理上述べているとしても、【0030】の記載に接した当業者は、「**各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむという利点**」が舵取機室特有の効果であると理解することはなく、舵取機室には限定されない、より広義の「**非防爆エリア**」に着目した効果であると即座に理解するものと認めることができる。そして、かかる理解の下、「**非防爆エリア**」についても、舵取機室とはほとんど無関係な単独の構成として理解するというべきである。

よって、【0030】の記載から、**バラスト水処理装置を「非防爆エリア」に配設する構成によって、「各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむ」という効果を奏する、ひとまとまりの技術的思想を読み取ることができ、本件発明6の「非防爆エリア」は、【0030】において実質的に記載されているというべきである。「非防爆エリア」の構成について特許法17条の2第3項の要件を満たさないとすることはできない。**

### 【0030】

舵取機室9は非防爆エリアであるから、各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむという利点もある。

## ・理由

本件発明6の構成である「非防爆エリア」について、当初明細書の【0030】に、「また、舵取機室9は非防爆エリアであるから、各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむという利点もある。」と記載されている。

ここに記載された利点は、文理上、舵取機室の副次的な効果として述べられている。しかし、当該記載に接した当業者は、この効果は舵取機室に限定されるものではなく、舵取機室とは別次元の「非防爆エリア」の一般的な効果として理解するというべきである。その理由は、以下のとおりである。

まず、「非防爆エリア」の意味およびその具体的な場所が当業者の技術常識である。「非防爆エリア」は、「電気機器の構造、設置及び使用について特に考慮しなければならないほどの爆発性混合気が存在しない区画又は区域」を意味するから、「非防爆エリア」であれば、そこに配置される電気機器の構造、設置及び使用について特に考慮する必要がないことは当然で、その結果として、「各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむという利点」があることも明白である。

すなわち、「各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむという利点」は、「非防爆エリア」の裏返しであって、「非防爆エリア」が備える当然の効果を述べているものである。

## ・その他(不利な記載の扱い)

段落【0025】には、「通常の船舶設計における**機関室8内**は、メンテナンスや操作性を考慮すると、特別な要件がある場合を除いて種々の機器類を配置する場所とされる。しかも、機関室8の内部は、通行性や作業性を考慮するとともに、機器類の設置及メンテナンスを可能にする必要最小限の空間を確保しているのが実情であり、実質的には余分な空間は存在しない。従って、**機関室8内にバラスト水処理装置20を設置しようとするれば、機関室8を大型化するように船殻設計を変更するなど、船体構造や船型の大幅な変更が必要となる。**」

**—機関室は、非防爆エリアに含まれるもの。—  
機関室にバラスト水処理装置を設置することに否定的な記載。**



・バラスト水処理装置を舵取機室に配設するという技術的思想

### 段落【0029】

「舵取機室9には、船体構造や船型を大きく変更することなく、バラスト水処理装置20の設置に必要な空間を容易に確保することができる。」

バラスト水処理装置を舵取機室に配設するという技術的思想は、**舵取機室固有の特性、すなわち、操舵機室は、プロペラ及び舵の直上に位置しており、振動の問題があるため、通常機器類の設置に適さない場所（空間）として残されていることに着目したものである。**

・バラスト水処理装置を「非防爆エリア」に配設するという技術的思想

### 段落【0030】

「舵取機室9は非防爆エリアであるから、各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむという利点」を有することに着目したものである。



バラスト水処理装置を舵取機室に配設することと、これを「非防爆エリア」に配設することとは、**次元を異にする技術的思想**であるから、前者の優位性を後者との関係で述べた【0025】の記載が存在するとしても、後者を無視することはできない。そして、**両者が別次元の技術的思想である以上、「非防爆エリア」が舵取機室以外の場所（機関室を含む）を包含するとしても、そのことをもって、新たな技術事項を導入したものとすることはできない。**

## まとめ

- ・当初明細書の趣旨(発明の要旨)は、新規事項追加の要件とはならない。
- ・当初明細書から、ひとまとまりの技術的思想を読み取ることができればよい。
- ・追加した発明に対する否定的な記載が明細書にあったとしても、次元を異にする技術的思想であれば、そのことをもって、新たな技術事項を導入したものとすることはできない。

## 考察

本件は、段落【0030】の「舵取機室9は非防爆エリアであるから、各種制御機器や電気機器類の制約が少なくすむという利点もある。」との記載から、当業者は、発明の構成とその効果が読み取れる。

もし、段落【0030】において効果の記載がなく「舵取機室9は非防爆エリアである。」としか記載されていない場合でも、新規事項追加とはならないのか？